2026.8

休日・夜間受付窓口に戸籍の届出をされた方へ

本日お預かりした戸籍の届書は、翌開庁日に戸籍係職員が内容を確認します。

届書の記載内容について、確認のためお電話をすることがありますので、届書の連絡先欄に、日中連絡がとれる電話番号を必ずご記入ください。

不備により訂正等が必要な場合には、後日、来庁をお願いする場合があります。不備が後日訂正された場合でも、本日（届出日）付で受理します。

訂正に来庁されない場合や、不備の内容が重大な場合は、不受理処分として届書を返却することがあります。

【戸籍に関する証明書（戸籍全部事項証明書、受理証明書等）の発行可能日（予定）】

届書の状況	戸籍に関する証明書発行可能日（予定）
不備なく受理できた場合	１０開庁日後
不備があった場合	不備の訂正に来庁された日から１０開庁日後

※発行までにさらに日数がかかることがあります。

※本籍地が町田市以外にある場合の証明書発行可能日については、本籍地にお問い合わせください。

戸籍の届出に伴う住民票やマイナンバーカードの手続きについては、届書の内容確認後に可能となるため、届出日の翌々開庁日以降にお手続きをお願いします。

【戸籍の届出についてのお問い合わせ先】

町田市役所 市民課 戸籍係　TEL 042-724-2865（直通）

平日及び第2・第4日曜日の午前8時30分～午後5時

休日明けの開庁日は、受理の可否や進捗状況の確認等のお問い合わせはご遠慮ください。内容確認作業を最優先で行うため、ご理解ご協力をお願いします。

出生の届出をされた方へ

- 児童手当、乳幼児医療証について
  別紙「児童手当・乳幼児医療費助成制度のご案内」をご覧ください。
- 母子手帳の「出生届出済証明」欄について
  証明ができるのは届書の内容確認後になります。お手数おかけしますが、届出日の翌々開庁日以降に市民課戸籍係または各市民センター（連絡所は除く）へ母子手帳をご持参ください。